

番 号：130826  
国 名：ナミビア  
担当部署：南アフリカ共和国事務所  
案件名：SADC諸国連結国際物流ハブ構築マスターープランプロジェクト詳細計画策定調査（地域経済・開発政策）

## 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：地域経済／開発政策
- (2) 格 付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参団

## 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2013年9月下旬から2013年10月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.45M/M、現地 0.50M/M、合計 0.95M/M
- (3) 業務日数：準備期間 現地業務期間 整理期間  
4日 15日 5日

## 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数：正1部、写1部
- (3) 提出期限：9月4日(12時まで)
- (4) 提出場所：調達部受付 (JICA本部1F)

## 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針：
    - 1) 業務方針の的確性 6点
    - 2) 業務方法の整合性、現実性等 12点
    - 3) 当該業務実施上のバックアップ体制 2点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - 1) 類似業務<sup>注1)</sup>の経験 40点
    - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域<sup>注2)</sup>での業務経験 8点
    - 3) 語学力<sup>注3)</sup> 16点
    - 4) その他学位、資格等 16点
- (計100点)

注1) 類似業務：地域経済／開発政策に係る各種調査

注2) 対象国／類似地域：ナミビア／全途上国

注3) 語学の種類：英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

ナミビアは、アンゴラ、ザンビア、ボツワナ、南アフリカと国境を接し、南部アフリカの玄関口としてのウォルビス・ベイ港及び周辺諸国へと通じる国際回廊を有しております、世界各地域と南部アフリカを結ぶ物流ルートとして高いポテンシャルを持っている。2012年に策定された「第四次国家開発計画」(NDP4 : National Development Plan 4)においては、国家成長戦略の優先分野の一つとして、ナミビアを南部アフリカと世界各地域を結ぶ物流立国とする構想が掲げられ、その実現ステップとして「国際物流ハブ構築マスターplan」を策定することがNDP4の活動の一つとして明記された。

ナミビアが有する国際回廊であるトランス・クネネ回廊、トランス・カプリビ回廊、トランス・カラハリ回廊、トランス・オランジェ回廊は、ウォルビス・ベイ港を起点として周辺諸国へと通じており、ナミビアのみならず、周辺諸国の物流を支えている。ナミビアの物流立国構想の実現が周辺諸国の生活・経済活動に及ぼす影響は大きい。

他方、現在南部アフリカにおける物流は南アフリカ共和国のダーバン港等に集中しており、混雑によって流通の遅延が生じるケースがあるものの、より迅速且つ安全に南部アフリカとの物流を行うことが期待されるナミビアウォルビス・ベイ港を活用した物流は限定的となっている。また、人口が約200万人と小さいナミビアは、国内需要の増加による経済成長を実現することが難しく、南部アフリカ諸国の経済成長を国内に取り込むことが不可欠である。

ナミビア国家計画委員会はこれらの状況を受け、ナミビアが世界各地域と南部アフリカとを結ぶ物流ハブ国となり、南部アフリカ諸国と共に経済成長することを目的としたマスターplan (M/P) を策定し、喫緊に整備が必要な事業の洗い出し等に係る支援が我が国に要請された。

本詳細計画策定調査は、ナミビア政府からの協力要請の背景、内容を確認し、本案件の事前評価を行うとともに、本格調査の実施内容の計画策定に必要な情報・資料を収集・分析し、先方実施機関と本格調査に係るR/D (案) 及びM/Mの協議・署名を行うことを目的として実施する。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的の担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間 (9月下旬)

- ア 要請背景・内容の把握、関連既存資料・情報（要請書・関連報告書等）をレビューする。
- イ 担当分野に係るワークプランを検討する。
- ウ ナミビア関係機関（ナミビア国家計画委員会、ナミビア・コリドー・グループ等）、他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- エ 担当分野に係る対処方針（案）、R/D（案）、M/M（案）を検討する。
- オ 詳細計画調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

### (2) 現地派遣期間 (9月下旬～10月中旬)

- ア JICA 南アフリカ共和国事務所、ナミビア支所等との打ち合せに参加する。
- イ ナミビア関係機関との協議（R/D 協議を含む）の参加及び現地踏査を行う。

- (ア) 関係機関と協議を行い、要請の内容、背景等を確認する。
- (イ) 関係機関との協議、資料収集等から各種開発計画、政策、指針等と本案件の関連性を確認する。
- (ウ) 担当分野に関する政府機関（中央、地方）等の人員、予算、組織構造、分掌の概略を把握する。

ウ ナミビアの経済及び開発政策について現状を分析し、問題点を把握する。  
ナミビアの経済及び開発政策の現状を把握するために、近隣国との関係性を踏まえ、主に以下の項目について情報を収集し、分析する。

- (ア) ナミビアの経済構造及び産業連関（バリューチェーン）の現状
- (イ) ナミビア・近隣国内外の貿易量・取扱品目・輸送ルートに関する現状
- (ウ) 経済連携・同盟等の状況（EAC、SADC、SACU、COMESA等）

エ 担当分野に係る本格調査の実施手法及び規模を検討する。

- (ア) 南部アフリカ地域諸国・ナミビアの経済成長予測の手法及び調査条件についてナミビア側との協議、現地調査等を通じて検討する。
- (イ) M/P策定に必要な調査範囲、項目、内容、工程について、ナミビア側との協議、現地調査等を通じて検討する。特に周辺国調査に関する調査範囲の検討について留意する。

オ 担当分野に係るM/P策定での現地再委託内容の検討及びローカルコンサルタントに関する情報収集（組織規模、技術者数、関連業務実績、契約単価等）を行う。

カ 調査全体の情報収集の取りまとめについて協力する。

キ ナミビア国関係者との協議で合意された内容につき、R/D（案）及びM/M（案）の取りまとめに協力する。

ク 担当分野に係る現地調査結果をJICA南アフリカ共和国事務所及びJICAナミビア支所等へ報告する。

### （3）帰国後整理期間（10月中旬～下旬）

- ア 収集資料の整理・分析、収集資料のリスト作成、質問票回答の取りまとめを行う。
- イ 事業事前評価表（案）の作成について協力する。
- ウ 担当分野に係るM/P策定のための助言（実施手法、規模、留意点等）を行う。
- エ 帰国報告会、国内打合せへ参加し、担当分野に係る結果を報告する
- オ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成し、全体の取りまとめに協力する。

## 8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）  
電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）  
を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### 1) 現地業務日程

現地派遣期間は2013年9月29日～10月13日を予定しています。

当機構の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

#### 2) 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- a) 総括 (JICA)
- b) 協力企画 (JICA)
- c) 地域経済／開発政策 (コンサルタント)
- d) 物流産業振興／投資促進 (コンサルタント)
- e) 環境社会配慮 (コンサルタント)

#### 3) 便宜供与内容

当機構による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎  
あり
- ② 宿舎手配  
あり
- ③ 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供
- ④ 通訳傭上  
なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ  
機構がアレンジします。
- ⑥ 執務スペースの提供  
なし

### (2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・「ナミビア共和国経済開発支援にかかる基礎情報収集・確認調査報告書」

### (3) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求める制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます（冒頭留意事項参照）。